

♪ 教えて！まみりん ♪

令和3年11月

一方的に商品が送り付けられたら



Q 注文をしていないのに、私宛にアクセサリーが届きました。どうすればよいでしょうか。

A

注文や契約をしていないのに、一方的に送り付けられた商品については、売買契約は成立していないと考えられます。これは送り付け商法（ネガティブ・オプション）と呼ばれ、消費者には商品を受け取る必要も商品代金を支払う義務もありません。商品は安易に受け取らず、送り状の業者名や連絡先を控えておきましょう。

特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品については、消費者はすぐに処分することができるようになりました。「うっかり受け取ってしまい、開封したり処分してしまった」というような場合、たとえ事業者から商品代金を請求されても支払う必要はありません。もし、支払わなければいけないと誤解して支払ってしまったときは、代金の返還を請求することができます。

「注文をしていない商品が届いた」というご相談の中には、「家族や親戚からの贈答品」「お祝いや葬儀の返礼品」だった例もあります。一度よく確認し、分からぬときは消費生活センターにご相談ください。